

保育士等処遇改善法案(通称)

(「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」)

現状

➤ 賃金が低い

保育士 21万9千円
幼稚園教諭 22万9千円

< 産業計 33万3千円

厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

➤ 人手不足(有効求人倍率が高い)

保育士 : 2.44
幼稚園教員 : 1.76

> 職業計 1.23

厚生労働省「職業安定業務統計」(平成28年1月)

➤ 待機児童問題

- ・待機児童数は23,167人で5年ぶりに増加(前年比1,796人増加)
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から36増加して374市区町村

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」

- ・「潜在待機児童」(希望する認可保育施設に入れなかったのに、待機児童に認定されなかった子ども) = 約4.9万人
平成27年4月時点、厚生労働省の集計

法案概要

- ① 保育等従業者(保育事業者等^(※)の従業者)の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する。

※ 保育事業者等: 民間の特定教育・保育施設の設置者(保育所、認定こども園及び子ども・子育て新制度に移行した幼稚園)、特定地域型保育事業者(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)

- ② ①のほか、国は、児童養護施設の従業者、放課後児童健全育成事業に従事する者その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇の改善のために必要な措置を講ずるものとする(対象は民間の施設)。